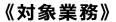
道路使用許可・駐車許可等の

郵送交付開始について

(2024年12月2日受付~)



- ○道路使用許可
- ○通行禁止道路通行許可
- ○駐車許可
- ○制限外積載•設備外積載•荷台乗車許可
- ○制限外けん引許可
- ○駐車禁止•通行禁止除外許可
- ○高齢運転者等許可
- ○規制除外車両事前届出
- ○緊急通行車両確認証明書



※許可等を要する日が切迫している場合(**要許可日まで平日7日以内**)は 郵送交付ができません。

777 600

また、書類の分量が多く、レターパックプラスで送付できないものなども郵送交付ができません。

※郵送対応は交付のみになります。
申請手続は各警察署窓口で行ってください。

従来どおり窓口での交付も可能です。

《方法》

- ① 許可証等の郵送を希望する場合は、<u>レターパックプラス</u>(郵便局や一部のコンビニエンスストア等で600円で購入できます。)を購入し、宛先に<u>許可証等の郵送先を記載</u>してください。 レターパックプラス以外のものは受付できません。
- ② 各種申請書等提出の際、レターパックプラスを提出して「郵送希望」であることを窓口担当者にお伝えください。
- ③ 後日、レターパックプラスに記載された宛先に許可証等が郵送されます。

問い合わせ先:

宮崎県警察本部 交通部交通規制課(0985-31-0110)

または申請書提出先警察署交通課

